

がん医療の充実について

【 文部科学省・厚生労働省 】

提案・要望の内容

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師を養成すること。
- 2 がん治療に係る新薬の速やかな開発・承認、未承認薬の速やかな承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。
- 3 国立がんセンターと地域がん診療連携拠点病院等とを結ぶがん情報ネットワークを早期に構築すること。

【 現状と課題 】

がん薬物療法、がん放射線療法を専門とする医師の養成が不十分

日本におけるがん専門医の必要数は2万人とも言われているが、がん薬物療法については日本臨床腫瘍学会の専門医制度がスタートしたばかりであり、全国で47名の専門医が認定されているに過ぎない。

- ・ アメリカのがん専門医は、少なくとも1万人以上。

抗がん剤の承認及び保険適用の拡大が必要

世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では未承認であったり、保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

米国国立がん研究所HP掲載(H18.4)の抗がん剤 130

うち国内承認薬 30(23%)

【 本県の取り組み状況・方針 】

がん診療ネットワーク事業 (平成17年度～)

- ・ 県内の地域がん診療連携拠点病院(6病院)の参加による「がん診療ネットワーク協議会」を設置し、拠点病院間の情報交換をすすめるとともに、標準登録項目による院内がん登録の実施及び6病院の集計・解析等の取り組みをすすめている。

【 提案要望の効果 】

がん治療に精通する専門医の養成が進むことにより、がん治療水準の向上が期待できる。

がんに係る新薬の開発や未承認薬の承認が促進されることにより、より効果が高くかつ副作用も少ないがん薬物療法が実施できるようになる。

がん情報ネットワークの早期構築により、国立がんセンターと地域がん診療連携拠点病院等との間でがん治療に関する

情報交換がリアルタイムで可能となることにより、患者に対してがん治療に関する最新の情報が提供できるようになる。

